

主任相談支援専門員配置加算に係る届出書

(Ⅰ)は①～⑤、⑦がすべて「有」の場合算定可(⑦は「無」でも可)。(Ⅱ)は②～④、⑥がすべて「有」の場合算定可。

※体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することは必須。

令和8年3月

|  | Ⅰ   | Ⅱ | 備考  | 確認方法(提出書類)  |
|--|-----|---|---|---|
| ①基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所である。   | ○   |   | 常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置していることにより、地域の相談支援の中核を担う機関となりうる事業所であると文京区が認めるものとする。 | ・主任相談支援専門員研修の修了証の写し<br>・勤務形態一覧表   |
| ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。   | ○   | ○ | サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。<br>※会議の頻度は問わない。   | ・会議の開催記録としてサービス担当者会議実施加算または集中支援加算の記録(出席者・開催日時・検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録)   |
| ③当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。   | ○   | ○ |   | ・研修の実施実績がわかるもの又は今後の研修予定がわかるもの   |
| ④当該指定特定(障害児)相談支援事業所のすべての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として、主任相談支援専門員が指導・助言を行っている。   | ○   | ○ |   | ・主任相談支援専門員がすべての相談支援専門員に対して指導・助言を行う予定であることがわかるもの   |
| ⑤基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。   | ○   |   |   | ・基幹相談支援センターが実施する、日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所への訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)を共同で行っていることがわかるもの(記録等)。 |
| ⑥基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。   |     | ○ |   | ・基幹相談支援センターが実施する、日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所への訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入を含む。)を協力していることがわかるもの(記録等)。   |
| ⑦他の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して②～④に該当する業務を実施している。<br><br>(主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所に他の職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。) | (○) |   | 文京区においては、②～④の自事業所内の実施は可能の前提で、本件は「無」でも可とする。                                |   |